平成２６年（フ）第４７２号
さいたま市南区白幡４丁目６番15号105
破産者　株式会社アルファー
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
千葉県松戸市二十世紀が丘戸山町88番地　カサベルデ戸山Ａ棟102号
破産者　秋田裕美こと　金　　裕美
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３２０２号
千葉県八千代市勝田台北１丁目10番９号
破産者　株式会社キャフ・リテールサポート
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２０３号
千葉県八千代市勝田台北１丁目10番９号
破産者　株式会社エリアリンク
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３３０号
東京都港区南青山２―11―13　南青山ビル４階
破産者　福山インベストメント株式会社
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７００号
横浜市港北区綱島東４丁目８番７―306号、商業登記簿上の本店所在地横浜市旭区白根３丁目26番４―104号
破産者　有限会社ヒント
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２号
新潟県上越市栄町２丁目11番５号
破産者　株式会社上越流通センター
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第４５４７号
大阪府東大阪市長堂２―２―19
破産者　有限会社自転車牧場
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７２１号
大阪市東成区大今里南１丁目21番12―1308号
破産者　有限会社グロウス
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３２号
大阪市中央区瓦町２丁目１番14号丸水ビル６階
破産者　日本ＩＴコネクト株式会社
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７２０号
大阪市平野区加美南２丁目１番８号
破産者　有限会社アンプル
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９５２号
大阪府吹田市五月が丘東13番５号
破産者　株式会社エム・フーズ
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０２１号
大阪府守口市南寺方東通２丁目13番30号
破産者　株式会社大進被服
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７号
岡山県美作市江見478番地の１
破産者　有限会社春名石油店
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第９３号
茨城県下妻市北大宝253番地
破産者　株式会社吉建エンタープライズ
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４７号
茨城県筑西市甲847番地
破産者　株式会社斎藤工務店
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第７７号
茨城県猿島郡境町大字伏木209番地の９
破産者　有限会社サンエフ
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５７号
埼玉県羽生市桑崎431番地
破産者　株式会社武光興業
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０４号
横浜市南区平楽80番地
破産者　ジャパンライン鈴喜株式会社
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７０号
横浜市港南区港南台４丁目17番29号
破産者　株式会社日本橋宮川
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１０号
横浜市神奈川区新子安１丁目22番14号
破産者　株式会社岡安電器
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８７号
横浜市鶴見区市場大和町８番３号
破産者　株式会社ＡＢＣスタッフ
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部